

21 産業振興

◎農業の担い手育成・・・農林建設課農地農政班 ☎ 42-2111 内線 241 ~ 243

●新規就農者支援対策事業

村では、新規就農者（研修者）支援対策事業を行い、農業の担い手を応援しています。

(1) 支援内容

①生活費3年間支援（営農研修期間）

- 単身者の場合・・・月額10万円
- 夫婦2人の場合・・・月額13万円
- 夫婦と子供の場合・・・月額15万円

②技術指導及び営農指導

ナインズファームの専任指導員による指導のほか農業短大、農業改良普及センター、農協、先進的な農業経営を行っている農家等の協力をいただき、農作物の栽培、経営管理など、農業経営に必要なノウハウの指導を行います。

③応募資格

新規学卒者、Uターン者等で、独身は概ね30歳以下、既婚者は概ね40歳以下の方。村外から転入の方は、引き続き村内に居住し営農できる方。

※応募条件等がありますので、詳しくは（株）ナインズファーム（☎42-2111 内線218）または、農林建設課農地農政班（☎42-2111 内線242）にお問い合わせください。

◎農業生産支援・・・農林建設課生産振興班 ☎ 42-2111 内線 251 ~ 253

●農林業振興資金

村では、農林業者が経営や生活の改善を目的として、生産施設の整備や機械・技術の導入、災害復旧事業の自己負担金の資金として、無利子の農林業振興資金を貸付しています。

- ・貸付限度額 300万円（事業費の80/100以内）
※ただし、コンバインの購入に限り500万円以内
- ・償還期間 7年以内（据置期間を含む）
- ・連帯保証人 貸付額100万円未満は不要

また、農林業振興資金以外にも、スーパーL資金や農業改良資金など農業制度資金の相談窓口となっています。詳しくは、農林建設課生産振興班にお問い合わせください。

●農業制度資金借入者に対する利子補給

農業経営改善のための制度資金借入者に対し、農家負担軽減のため利子補給を行っています。

●野菜価格安定補償事業

村が生産拡大を進める重点推進品目、ねぎ、とまと、にんじん、ピーマンについて、市場価格が一定額を下回った場合、農家が安心して生産できるよう村と生産者と農協とが共同で下回った額の差額を補填します。

●農業生産基盤整備事業

水田の区画や水路の改修など小規模の生産基盤整備を共同で行う場合、掛かる費用の7割を補助（小規模な災害も同様）します。詳しくは、農林建設課農地農政班にお尋ねください。

◎林業振興について・・・農林建設課生産振興班 ☎ 42-2111 内線 251

●間伐事業への嵩上げ補助

間伐事業の実施者に対して、事業費の1割を嵩上げ補助。

●伐採届及び林地開発について

地域森林整備計画対象民有林地内において、木を伐採したり、地形を変更するときには、森林法で定められている手続きが必要です。また、伐採した後に再度森林にする場合の単純伐採については、伐採の90日～30日前までに農林建設課生産振興班に伐採届を提出してください。

①開発区域が10,000㎡未満の場合

小規模林地開発計画と伐採届を村に提出してください。(森林伐採だけの時は、伐採届のみ)

②開発区域が10,000㎡以上の場合

林地開発計画を県に提出してください(森林伐採だけの時は、伐採届を村に提出してください)

●保安林で制限される行為 保安林では次の行為が制限されます

1、立木の伐採

①保安林で立木を伐採する場合は、あらかじめ県知事の許可を受けなければなりません

②択伐については県知事に届出を。間伐については村長に間伐届を提出してください。

③許可や届出で伐採できる量は、保安林ごとに定められた量以下になります。

2、土地の形質の変更など

保安林内で家畜の放牧や土石・樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為などを行う場合には、あらかじめ県知事の許可を受けなければなりません。これらの行為が、保安林の働きが損なわれない行為の場合は許可されます。

3、植栽の義務

立木を伐採したあと、木を植えなければもとの森林状態に回復しない場合には、植栽が義務付けられます。

※保安林内で間伐を行う場合、事前に役場農林建設課生産振興班(☎42-2111内線251)に間伐届を提出してください。

●林業生産基盤事業

概ね10ha以上の受益面積のある森林で、小規模な森林作業道開設や改良などの林業基盤整備を共同で行う場合、掛かる経費の10分の7を補助(限度額140万円)します。

●木炭生産施設整備事業

3人以上の木炭を生産する者で組織する生産組合が、製炭窯を設置する事業について、規定の補助額を交付します。詳しくは、農林建設課生産振興班にお問い合わせください。

●森林の土地の所有者届出制度について

売買や相続などで山林を新たに取得した人は、個人・法人、面積の多少にかかわらず届出が必要です。土地の所有者となった日から90日以内に、取得した山林のある市町村の長に届出をしてください。届出に必要な書類については、農林建設課生産振興班または、二戸農林振興センター林務室(☎23-9204)へお問い合わせください。

◎土地利用の制限・・・総務企画課地域振興班☎42-2111 内線172

●10,000㎡以上の土地取引には届出が必要です。

①届出期限は、契約締結日を含めて2週間以内です。

②届出は村長を経由して岩手県知事に対して行います。

③届出は土地の取得者が行わなければなりません。

④届出をしないと法律で罰せられます。

◎商工業者支援対策・・・総務企画課地域振興班☎42-2111 内線172

●事業資金借入への利子補給(九戸村中小企業金融対策資金利子補給事業)

中小企業の事業主のために、運転資金や設備資金の借入金に対し利子補給を行っています。詳細については、村総務企画課地域振興班または九戸村商工会(☎42-2230)にお問合せください。

●プレミアム商品券発行事業・・・総務企画課地域振興班☎42-2111 内線172

生活者の購買意欲を高めて地域経済を活性化するため、村補助により九戸商業協同組合がプレミアム商品券を発行しています。1枚額面500円券を11枚セットとして5,000円で販売し、村内の組合加盟店で利用できます。加盟店、発行時期については九戸商業協同組合(☎42-2230)へお問合せください。

●新卒者ふるさと雇用支援奨励金・・・総務企画課地域振興班☎42-2111 内線172

新卒者の雇用拡大と地元への定着促進のため、新卒者を雇用した村内の事業主に対し、雇用支援奨励金を交付します。

新卒者雇用1名につき月額3万円(交付期間は36か月を限度)